

<p>① 件名</p>
<p>石巻市自主防災組織機能強化補助金の見直しについて</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】          本制度は、平成26年度に食糧備蓄品（保存期間5年以上の非常食）を購入してから4年経過後に更新することを可能にし、また、補助金額を購入費用の「2/3」から「4/5」に改正しているが、食料備蓄品を一括して購入する必要があるため、自主防災組織にとって重い負担となっており、補助金の活用による食糧備蓄が伸びていない。自主防災組織からは使い勝手のよい補助制度が求められている。</p> <p>【目的】          自主防災組織による食糧備蓄の促進を図るため、食糧備蓄品の4年間での分割購入や世帯数の増加による追加購入、防災訓練等の使用分の補充購入ができるよう要綱を見直すことにより、地域防災力の向上及び組織の機能強化とともに、防災意識の醸成を推進するものである。</p>
<p>③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】          災害対策基本法第5条 市町村の責務          石巻市地域防災計画 第4節 自助・共助・公助の連携                                    (共通編) 第11節 食糧、飲料水及び生活物資の確保                                    第16節 地域防災力の向上</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】          ※復興基本計画 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり                                    1 新たな防災体制の構築                                    (3) 防災対策の見直し            地域コミュニティによる自主防災組織の機能強化</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成24年 3月30日 石巻市自主防災組織機能強化補助金交付要綱の制定          平成26年 4月 1日 補助金交付要綱の一部改正（食糧備蓄購入費補助金等の見直し）          平成26年10月 1日 補助金交付要綱の一部改正（防災訓練費補助金の見直し）          平成27年 6月 自主防災組織の防災訓練時、要望事項の聞き取り          ～平成27年10月          平成28年 3月 防災シンポジウム自主防災組織の活動相談会を開催          平成28年 4月 自主防災組織から意見聴取</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>食糧備蓄品の一括購入及び一括更新（買替え）に加えて、分割や追加、補充購入を可能にする。          (1) 組織の世帯数分を限度に4年間で計画的に分割購入できるものとし、食糧備蓄品の更新（買替え）は、初年購入時から4年以上経過したときとする。          (2) 組織の地区内に復興公営住宅が建設される等で急激な世帯数の増加に対応し、追加購入ができるものとし、食糧備蓄品の更新（買替え）は、追加購入時から4年以上経過したときとする。          (3) 組織の防災訓練時に備蓄食糧を使用した場合、補充購入を可能とする。          ※ 補助割合：購入費用の「4/5」で変更なし</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【効果】  地域における食糧備蓄が促進し、地域防災力の向上、防災意識の高揚が図られるとともに、自主防災組織において計画的な備蓄が推進される。</p> <p>【財源措置】  復興基本計画に基づく継続事業であり、震災復興基金（県）を充てる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>食糧備蓄購入の補助状況（平成28年6月末現在ホームページ調べ）</p> <p>東松島市：備蓄食糧購入が対象、補助期間は、平成24年度から平成28年度までのうち、1年度限り補助</p> <p>久慈市：備蓄食糧、飲料水購入が対象、組織結成事業として交付対象は1回のみ補助</p> <p>逗子市：備蓄食糧の消費期限が5年以上、1人当たり9食以内  備蓄飲料水の消費期限が5年以上、1人当たり9リットル以内  補助対象期間は登録年度から3年度間、対象世帯数に応じて補助限度額を設定</p> <p>御前崎市：備蓄食糧購入が対象、補助金額は、購入価格の2/3（100円未満切り捨て）  補助限度額5万円</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年8月 市長決裁後、要綱を施行するものとする。  市報及びホームページで公表予定</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>なし</p>